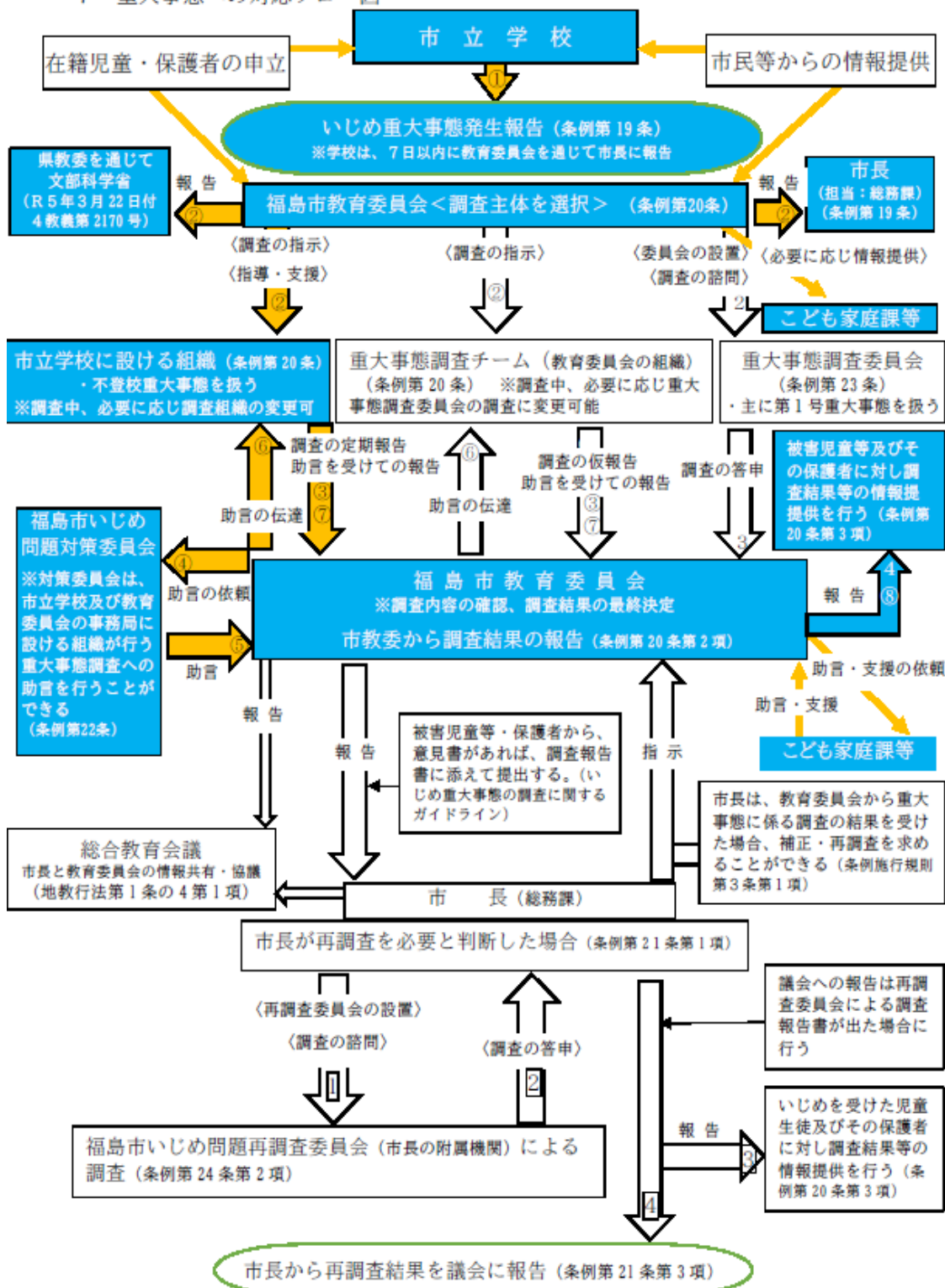


7 重大事態への対応フロー図



8 市立学校用重大事態対応フロー図

1 重大事態の発生及び疑い

- 教育委員会に重大事態の発生を報告（※教育委員会から市長に報告）
 - A) 児童等の「生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
・具体的な内容については本方針のP29で確認をします。
 - B) 児童等が「相当の期間学校を欠席をすることを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」（年間30日が目安です。）
 - C) 児童等や保護者から、「いじめられて重大事態に至ったという申立があったとき」
・学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても調査にあたります。

2 教育委員会が調査主体を学校と判断し、学校が調査する場合

教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応にあたります。

① 学校いじめ対策組織を母体とした調査組織を設置します。

- 学校いじめ対策組織に重大事態の性質に応じて適切な外部人材を加えます。（学校評議員、健全育成協議会委員、民生委員、PTA代表、警察関係者（OBも含む。）、等が考えられます。）
- 教育委員会のSCやSSWも外部人材として派遣できます。

調査前には、被害児童等及びその保護者に「ガイドライン」P7～P10が示す6項目の説明が必要

② 学校の調査組織で、事実関係の調査を実施します。

- 調査での学校の基本姿勢、聴取事項、調査方法等について共通理解を図ります。
- 原因の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査し、記録を累積します。（5W1Hが有効です。）
- 教育委員会に対して調査の状況について定期的に報告します。
- 被害児童等及びその保護者に対して定期的に連絡し、情報を提供します。

③ 累積した記録をもとに、調査結果を取りまとめます。

- 聴取内容等からいかなる事実を認定できるかを検討し、書面としてまとめます。
- 調査報告書の記載内容については、本方針P37を参考にします。
- 調査の進捗状況を定期的に教育委員会に報告します。
- 報告がある程度まとまったら、教育委員会に仮報告します。

④ 仮報告後の助言を受けた調査結果を教育委員会に報告します。

- 学校は被害児童等及びその保護者に調査結果を報告しますが、被害児童等及びその保護者より報告書に対する意見書があれば、調査結果に添えて教育委員会に提出します。

⑤ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を講じます。

- 教育委員会の他の調査組織や市長部局の再調査委員会による再調査に備え、学校は、調査資料を整理しておきます。
- 学校は調査結果を生かしたいじめ防止のための対策を講じます。

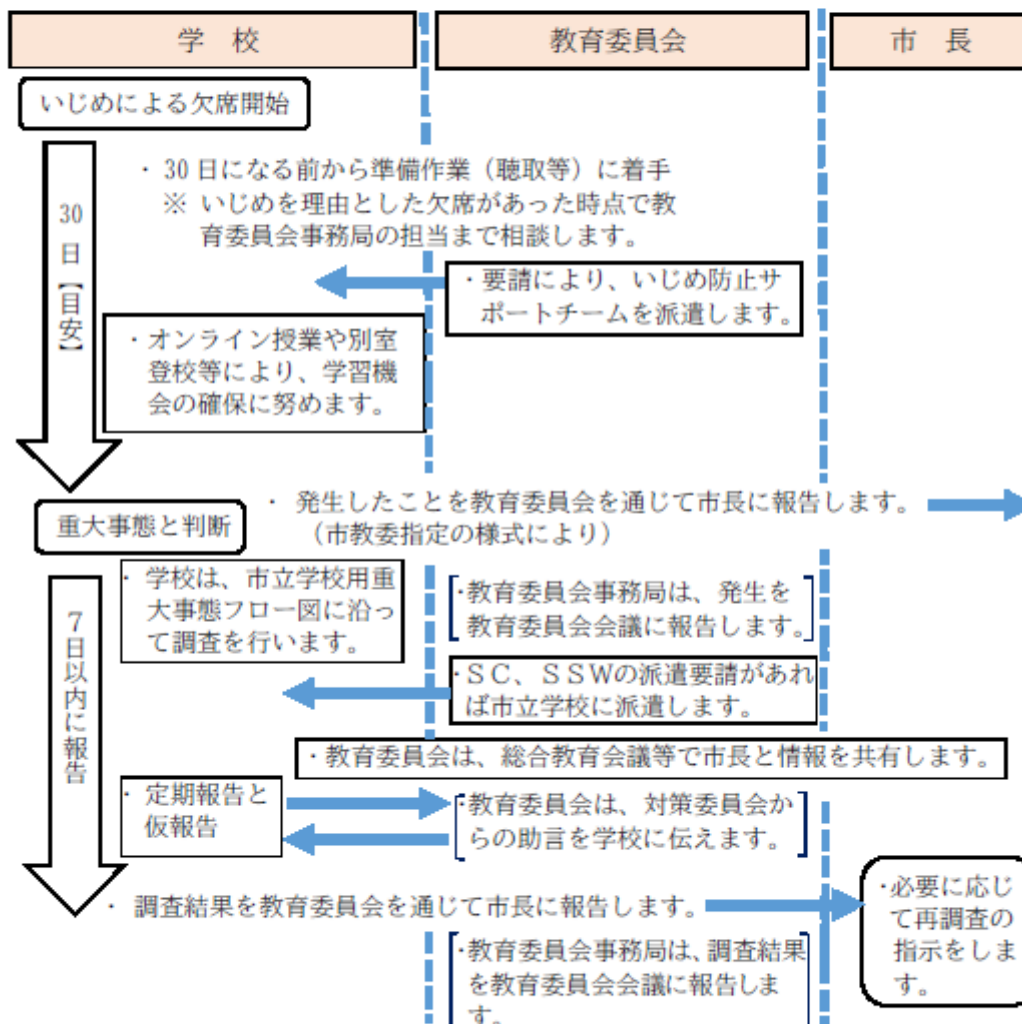
9 学校主体による不登校重大事態の調査

○ 法第 28 条第 1 項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合は、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

1 (略)

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

不登校重大事態に係る調査は、学校が調査に当たることを原則とします。
(「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成 28 年 3 月))



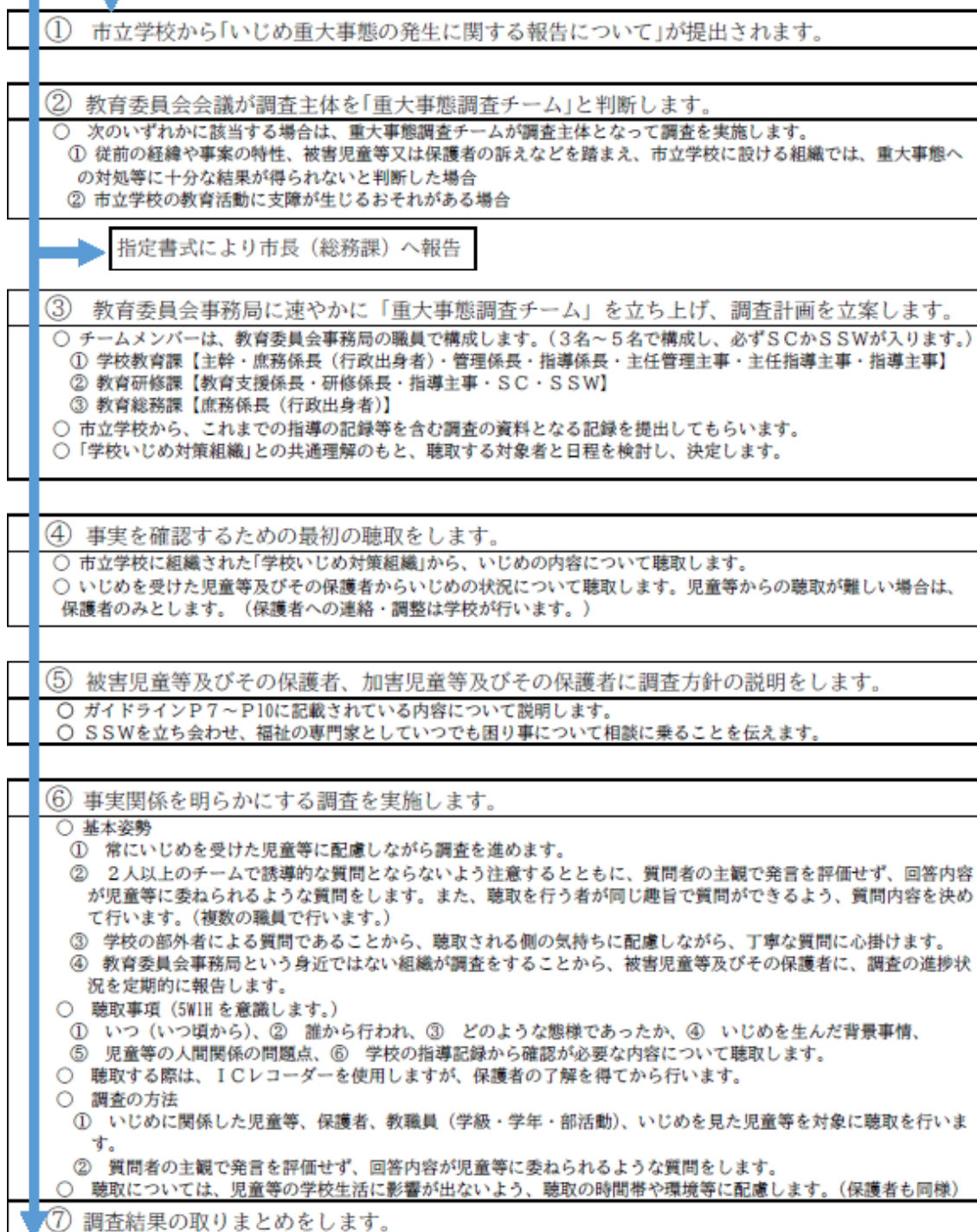
○ 学校による不登校重大事態の調査は、児童等の学校復帰への支援と再発防止が主な目的となります。

○ 被害児童等及びその保護者への情報提供はもちろんですが、加害児童等及びその保護者へも適時適切に情報を提供し、家庭と連携して調査を行います。

10 重大事態調査チームの対応フロー図

重大事態の発生及び疑い

発見者より報告



- 調査終了後、聴取内容や市立学校から提出された資料を整理し、いかなる事実を認定できるかを検討し、書面として取りまとめます。
 - ① 不登校重大事態に係る調査を実施中に対象児童等が学校復帰した場合は、その時点までの情報を取り上げます。
 - ② 対象となる児童等から聴取を申し入れたものの、実施できなかった場合は、その事実を明示します。
 - ③ 指導記録や学校生活の状況として、アンケート調査の結果、出席状況、通院記録、調査経過など確実に事実として記録されていることについて取り上げます。
 - ④ 取り扱った重大事態について、市教委の対応に問題はなかったかについても検証し、取りまとめます。
- ⑧ 調査経過等を教育委員会に仮報告するとともに、「対策委員会」に助言を求めます。
- ⑨ 「対策委員会」からの助言を受け、調査等の見直し・修正を行います。
- ⑩ 調査報告書を作成し、対象児童等及びその保護者への調査結果の報告をします。
- 調査結果（今後の支援方策や再発防止策を含む。）を速やかに対象児童等及びその保護者に説明します。
 - ① 被害児童等及び保護者への調査結果の説明時に、調査報告書を市長に提出する際、被害児童等又はその保護者の所見を記載した意見書を添えることができることを説明します。
 - ② 調査報告書を公表するか保護者の意向を確認します。公表した場合の児童等への影響を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行います。公表する場合はいじめを受けた児童等やその保護者に対して、公表の方針を説明します。
 - ※ 説明する際、いじめを行ったとされる児童等を含む関係児童等のプライバシー保護にも配慮します。（「個人情報保護法」により個人情報の第三者提供に関するルールが定められている以上、その範囲内で可能な限りの情報を提供します。）
- ⑪ 調査結果を市長（総務課）に報告書で提出します。（保護者意見書があれば併せて提出します。）
- ⑫ 調査報告書提出後
- 報告書の補正・再調査及び市長の附属機関である「再調査委員会」の調査が行われる場合は、調査を通じて得られた資料を提供することになりますので、資料を整理しておきます。
 - 調査結果を踏まえた必要な対策を、学校の管理職（校長・教頭）に直接会って必ず実行するように指導します。また、定期的に確認をします。
 - 「学校基本方針」の見直しを行い、その内容について児童等及びその保護者に周知するよう学校に指示を出します。
 - 加害児童等及びその保護者にも、調査報告書の内容を、調査開始時に説明した内容により説明を行います。
 - 調査が終わったからといって、被害児童等及びその保護者との関わりをなくさないようにします。

調査報告書の記載内容
1 学校名・対象児童等名（学年・学級・性別） 2 調査の概要（いじめ・重大事態の概要について記載します。） 3 調査の目的（学校での同種事案の発生防止についても明記します。） 4 調査を行う組織及び調査の進め方（組織・調査対象・調査手法・聴き取り方法・調査経過） 5 被害児童等の状況（学校生活状況・出席状況・友人関係・部活動の活動状況・保健室の利用状況・SCとの面談・学校生活アンケートの結果等について明記します。） 6 調査内容（事実関係） ※ 対象児童等・保護者・教職員・関係する児童等・保護者からの聴取等や記録に基づき、いつ、どこで誰がどのような行為を誰に対して行ったのか、確定した事実を根拠とともに時系列で記載します。 7 調査結果のまとめ（いじめ・重大事態に当たるかどうか、調査組織の所見として記載します。） 8 今後の対象児童等の支援方針（加害児童等の支援方針も記載します。） 9 今後の当該学校におけるいじめ・不登校対策に関する校長の所見を記載します。 10 教育委員会の対応に不備があった場合は、その内容と改善策を記載します。

11 調査結果の提供及び報告

(1) 児童等及び保護者への報告

教育委員会又は学校は、被害児童等及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、被害児童等及びその保護者に対して説明し、情報の提供に当たっては以下の点に留意します。

- 教育委員会又は学校は、他の児童等のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはなりません。
- アンケート調査の実施により得られた結果については、被害児童等及びその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要です。
- 市立学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行います。

(2) 調査結果の報告先

市立学校に係る調査結果は教育委員会を通じて市長に、私立学校に係る調査結果は、学校法人を通じて知事に、国立大学附属学校に係る調査結果は設置者に報告します。

上記(1)の説明の結果を踏まえて、市立学校の被害児童等及びその保護者が希望する場合には、被害児童等及びその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出します。

12 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 市長による再調査

市長は、教育委員会から重大事態に係る調査の結果の報告を受けた場合において、当該調査結果を記載した報告書等に理由の不備があり、又は当該報告書等に記載すべき当該調査結果に係る事項のうち重要なものの記載が不十分であると認めるときは、教育委員会に対し、相当の期間を定めてその補正を求め、又は調査委員会等に必要な調査を行わせる等の方法により再調査を求めることができます。その際、市長は、教育委員会に対し、当該重大事態に係る事実関係、意見等に関する陳述その他の説明等の検証について、より詳細な調査結果となるよう具体的な指示を行います。

また、市長は、当該調査結果に看過できない重大な矛盾又は理由齟齬が存すると認めるときは、いじめ問題再調査委員会を設置し、当該調査結果について調査を行うことができます。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- 市長及び教育委員会は、再調査委員会による再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる必要があります。
- 市長は、いじめ問題再調査委員会による再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければなりません。

